

昭和40年11月10日第三種郵便物認可 平成18年6月10日発行（毎月10日）第500号

中央会

組合活性化情報



2006.6
No.500

わかやま

- 中央会創立50周年記念式典！
- 中小企業白書のポイント
- 春の叙勲・褒章
- くみあい元気ルポ

No.500

2006.6

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● ～中央会創立50周年！～	
ステップアップ講座	4
● 「新会社法」PARTIII	
施策情報	6
● 中小企業白書のポイント	
● 男女雇用機会均等月間	
● 和歌山大学教員メッセのご案内	
● 国民年金基金	
会員だより	14
● サーキット陸上へ近畿整骨師会	
● 建築板金全国大会和歌山で開催	
春の叙勲・褒章	16
中央会だより	16
くみあい元気ルポ	17
● ～和歌山県家具工業協同組合～	
シニアパワーの活用	18
地域の就職支援活動	19
全国先進組合事例	20
情報連絡員報告	22
共済制度のご案内	24

今月の トピックス 中央会 創立50周年記念式典！！

和歌山県中小企業団体中央会では、5月29日（月）、ホテルグランヴィア和歌山（和歌山市友田町）において半世紀の節目となる創立50周年記念式典を開催しました。

多数の来賓、組合関係者170余名が一同に集中、山下会長が中央会の歴史を振り返りつつ「創立50周年を契機として今日迄培ったノウハウと成果を踏まえ、経営革新や創業・新事業への積極的



福水近畿経済産業局長



木村県知事



中央会 山下会長



な取組みは勿論のこと組織力を結集して中小企業組合等が新たな活路を見出すべく、更なる研鑽に努める所存です。」と中央会の方向性と決意を述べました。

又、19団体、97個人に対する

表彰が行われ、式典終了後の祝賀会では地域経済の要となる中小企業組合等を代表する大勢の方々が、抱負をもって50年の節目の時を共有しました。



50周年記念式典

－ 表彰式 －



第51回通常総会開催

**業界ニーズを的確に把握し、新しい企業連携・
産学連携などに積極的に取組み、地域経済の
原動力となる中小企業組合等を力強く支援!**

5月29日（月）ホテルグランヴィア和歌山において和歌山県中小企業団体中央会第51回通常総会が開催されました。

依然として厳しい地域の経済情勢下において、中小企業が競争力を高め財政基盤を確立するためには、多様な経営資源の活用、新事業の開発・展開等が求められているところです。

中央会では、これら中小企業を取巻く様々な

環境要因を踏まえて、より一層業界ニーズを把握し、新しい支援等に取り組むべく重点目標が議決されました。

本年は中央会創立50周年にあたり、又、昨年より実施してきた中国輸出振興事業、新規事業の若者と中小企業とのネットワーク構築事業への積極的な取組み等、更なる支援サービスの向上に努めていきます。

－ 記念祝賀会 －



巡回指導の積極的实施と業界ニーズの把握の強化

創業・新連携型組合の設立、育成支援

連携組織販路拡大支援事業（組合まつり）の実施

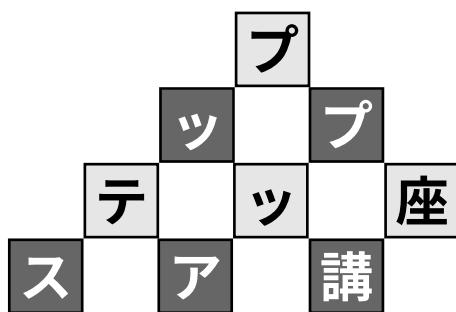
中国輸出振興事業の推進

企業データベース
「企業情報サイト」
の活用

新連携構築
支援事業の実施



中央会総会



「新会社法」 PARTIII

「LLC（合同会社）」と「LLP（有限責任事業組合）」

第3回目の今回は、新しい法律において認められることとなった、この二つの組織形態について解説してみたいと思います。LLC（合同会社）とLLP（有限責任事業組合）は、一見よく似た名称ですが、それぞれに異なる主旨の下で立法化され、成立したものです。ともに、今までの商法ではなかった組織としての特徴を持ち、今後の活用が大いに期

待されているものです。以下、それらの特徴と相違点について解説し、さらに、「パススルー課税」など、独特のルールが適用され、特に熱い期待が寄せられているLLPについては、その設立手続きのステップや、運用上のポイント（Q&A）などについても紹介してみたいとおもいます。

「LLCとLLPのちがい」

LLCとLLPの違いについて、以下の表にまとめてみました。

	LLC	LLP
責 任	有 限 責 任	有 限 責 任
内 部 ルール	自由に設計できる	自由に設計できる
法 人 格	あり	なし
課 税	法 人 税 課 税	パススルー課税
組 織 メンバー数	1 人 以 上	2 人 以 上
業 務 執 行	一部組合員でも可	全 組 合 員
株式会社への組織変更	可 能	不 可 能
組 織 財 産 の 帰 属	会 社	組合員の合有※
存 続 期 間	定 め 無 し	有期の定め有り

「責任」については、ともに「有限責任」であり、合名・合資会社のように、無限責任社員を要しません。次に、「内部ルール」については、例えば配当のルールなどは自由に決めることができ、少ない出資にもかかわらず、経営への貢献度などに応じて、多額の配当をするなど、自由に決めることが可能です。また、取締役会や、株主総会もありませんので、そういった形式にしばられた経営にならずに済みます。

両者の大きな違いは「法人格の有無」です。LLCは、法人格をもち、LLC自体が一つの人格として成り立つのに対

し、LLPにおいては、法人格がなく、「契約はどうするのか?」「課税はどうなっているのか?」などの多くの疑問が生じます。また、後ほど説明させていただきます。

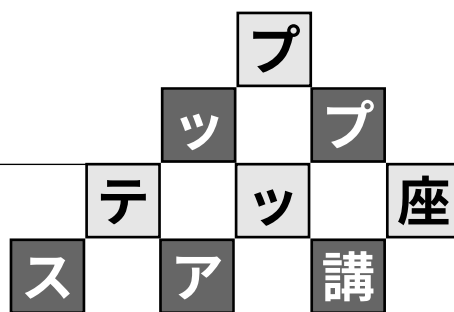
また、「組織メンバー数」においても、LLCは1人から設立できるのに対し、LLPは2人以上でないと設立できず、もし脱退者が出て、1名の状態が続けば強制的に解散になってしまいます。「業務執行」においてもLLPに特徴が見られます。LLCでは、“一部の組合員でも可”とし、いわゆる所有（出資）と経営の分離がありますが、LLPでは、全組合員による共同経営が義務づけられており、「自分はお金だけ出すから経営にはノータッチ」という形は認められていません。

「組織変更」に関しては、LLCは株式会社等の別の法人組織への変更が可能ですが、LLPは、「事業が順調に伸びてきたから株式会社に」といった組織変更は認められていません。「組合財産の帰属」については、LLCが法人の所有となるのに対し、LLPでは、法人格が無いため、組合員の合有（いわゆる皆のもの）といった形をとります。最後に「存続期間」については、LLCは、株式会社などと同じように、特に定まった期間はなく、半永久的に存続できますが、LLPは、設立当初にLLP契約書に定められた存続期間が満了すれば、解散することになります。しかし、延長は認められていますので、実質的にはあまり、両者の差になることはないと考えられます。

「LLC（合同会社）の特徴と期待」

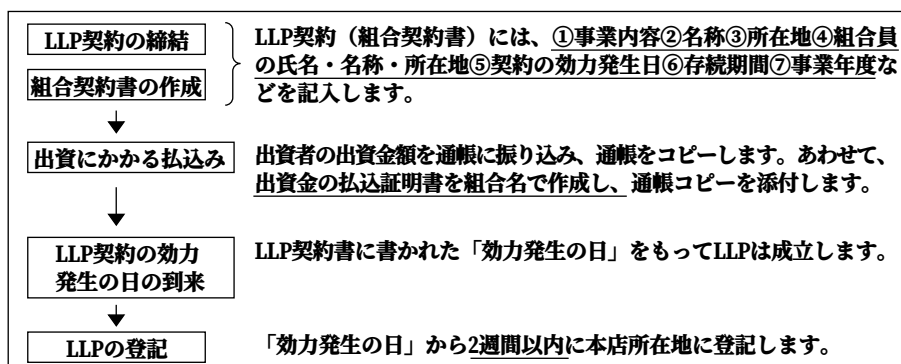
LLCには、今までの株式会社にはなかった「内部ルールの自由設計」が可能となりました。例えば、配当、利益処分、議決権の付与の方法などについても、出資割合にこだわらず決めることが可能です（例えば、出資割合が低くてもより多くの配当をもらうなど）。また、これまでに存在し

ていた合名・合資会社においては、無限責任社員が必要であったのに対し、LLCには、無限責任社員がいません。こうした責任の軽減については、おそらく歓迎され、合名・合資会社からの組織変更も増えてくるのではないかと、予想されています。



「LLPの設立手続き」

LLPの設立手続きを図示しますと、以下のようになります。株式会社において必要とされる「定款の認証」などの手続きは不要で、諸費用は登録免許税の6万円のみです。期間としては、スムーズにいけば1～2週間も見ておけば十分といえます。



「LLPの活用」

LLPの活用が期待されている分野としては、複数の事業者が出資して、相互に協力体制を組んで共同事業を行う、いわゆるJVや、個人の有資格者（弁護士、税理士など）が提携して行う共同事業などが考えられています。ちなみに、

イギリスでは2000年にLLPが創設され、現在では1万社を超えるLLPが誕生し、大手会計事務所、デザイン事務所、ソフト会社などが活用しています。

「LLPに関するQ&A」

Q1. 契約の主体は誰になりますか？

第三者に対しては、原則として各組合員がそれぞれ単独で、全組合員を代理します。したがって（〇〇有限責任事業組合 組合員△△ △△）と署名すれば、その効果は、全組合員へ及びます。

Q2. 金融（融資）・助成金は受けられますか？

LLPは、銀行に口座を開設することができます。また、（条件さええば）融資を受けることも可能です。また、制度の要件に合えば、当然に助成金を受けることもできます。

Q3. 課税の仕組みはどうなっていますか？

LLPでは、いわゆる「パススルー課税」が認められています。これは、LLP自体には課税されず、その組合員へ課税される仕組みです。組合員が個人であれば所得税、法人であれば法人税がかかります。消費税についても同様にパススルーします。固定資産税、自動車税の様に“資産の保有”に関する税金は、各組合員が、その負担割合に応じて負担し、納付します。

ここで注目すべきは、もし、事業が赤字でマイナスであれば、組合員はそれを損金（経費）として落とせることです。また、黒字であった場合は、例えばその利益が組合員へ分配されなくても（未配当であっても）、課税の対象となります。

Q4. 組合員の共有資産とはどういう意味ですか？

LLPにおける組合財産は「共有」といわれ、もし、万一、1組合員の債権者が取り立てにきても、差し押さえられないことになっています。また、不動産の分割登記ができないなど、LLP運営の安定化を図る形がとられています。

Q5. LLPの解散・清算はどうなりますか？

LLPは、「組合員が1人になってしまった」「当初の存続期間が満了した」などの理由から「解散」します。解散すると「清算」手続きに入り、LLPに残った財産を、組合員へ配分します。そうした清算事務が全て終了すれば、清算結了の登記をします。

以上、LLCとLLPについて書かせていただきました。今回で全3回の「新会社法」シリーズは終了になります。内容に関してご不明の点、ご質問などがありましたら、中央会さんまでお問い合わせ下さい。ご精読ありがとうございました。



2006年版中小企業白書のポイント

今月から3回にわたって掲載（抜粋）します。

中小企業白書2006年版 全体概要

＜景況分析＞ 景気の回復が本格化する中、中小企業の業況も緩やかに改善が続いている。
2005年度における中小企業の景気動向等について分析する。

第1部 2005年度における中小企業の動向

1. 中小企業の景気動向

2005年3月時点で戦後3番目の長さに達した今回の景気回復局面の中で、設備・債務・雇用の「3つの過剰」の解消に向けた動きがようやく進みつつある状況を分析。一方で、業種・地域によっては依然「ばらつき」があることも分析。

2. 中小企業の創業・廃業の動向

開業率が上昇する一方、廃業率も上昇している状況を分析。開業については、高齢者や女性の創業にも着目。

3. 中小企業金融の動向

中小企業を取り巻く金融環境とその変化について分析。

＜テーマ分析＞ 目下の景況は改善傾向にあるものの、より大きな視野に転じると、現在、我が国社会・経済には、以下の2つの大規模な構造変化が起こりつつある。

1. 90年代以降急速に進みつつある東アジア経済圏の一体化

2. 急速な少子高齢化による明治以来の人口トレンドの逆転

この中における中小企業の現状と対応の方向性、将来に向けた役割を分析する。

第2部 東アジア経済との関係深化と中小企業の経営環境変化

1. 中小企業の国際展開の現状と課題

東アジアでの分業体制が構築されていく中、海外で事業展開する中小企業の経営戦略と現地で遭遇するリスクを分析。（グローバル戦略関係）

2. 国際分業の進展の下で我が国産業を支える基盤技術

取引構造の「メッシュ化」の実態を探るとともに、発展する東アジア諸国との技術競争力・市場競合状況を比較し、日本のモノ作りを支える中小製造業の国際競争力の現状と課題を分析。（中小ものづくり高度化法関係）

3. 産業の国際化による経営環境の変化と地域産業集積

東アジアとの競争が厳しさを増す中、各地の産業集積の置かれた状況と対応の方向性を分析。

第3部 少子高齢化・人口減少社会における中小企業

1. 「世代交代の2つの波」と中小企業の事業承継・技能承継

経営者の「事業承継」と従業員の「技能承継」という「2つの承継」が課題として迫る中、中小企業における対応の方向性を分析。

2. 「子どもを産み育てやすい社会」に向けた中小企業の役割

若者が結婚し子どもを産む際に遭遇する2つのハードル、「雇用・収入の安定化」、「仕事と育児の両立」に向けた中小企業の役割を明らかにする。（少子化対策関連）

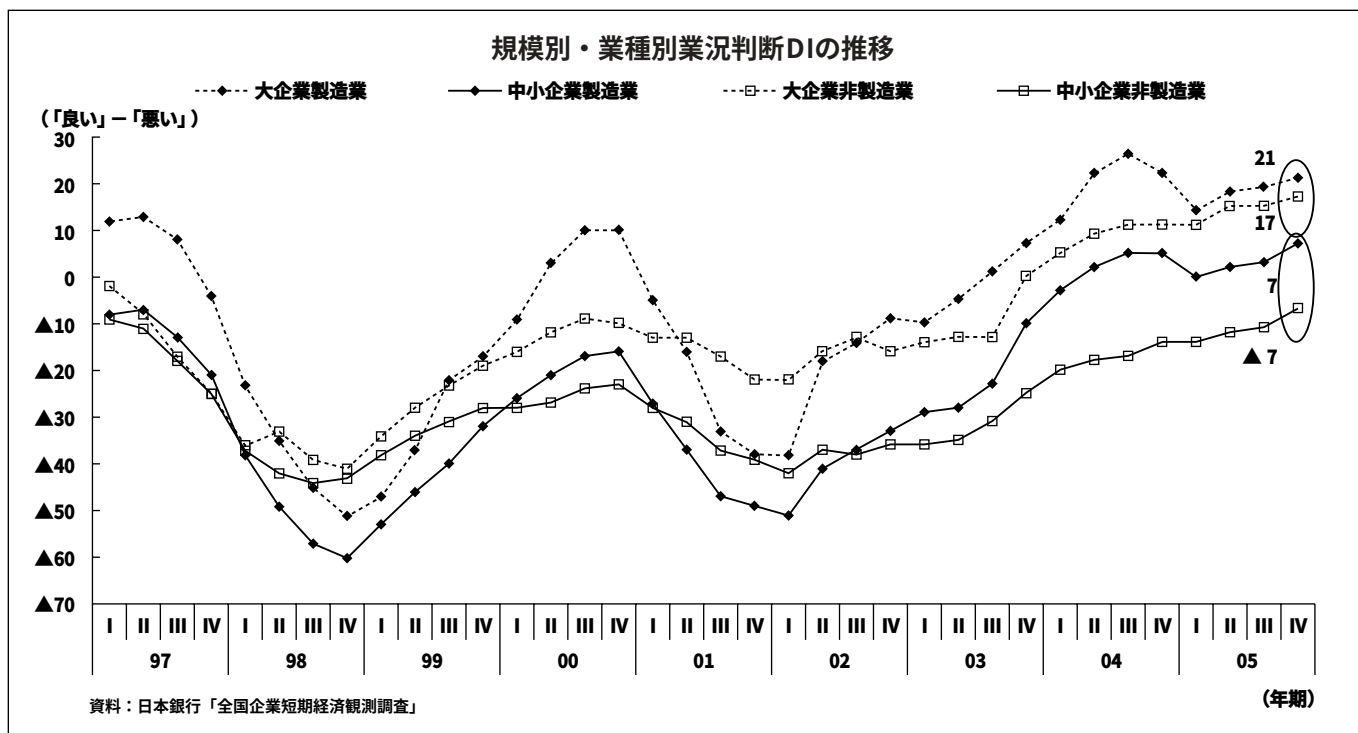
3. まちのにぎわい創出、新たな地域コミュニティの構築と中小企業

中心市街地の置かれた現状をもとに、再活性化のためのコンパクトなまちづくりやコミュニティビジネスの取組を検討。（まちづくり3法関連）

<第1部 景況分析> 2005年度における中小企業の動向

<中小企業の景気動向>

- 我が国の景気が回復する中で、中小企業の景況も改善しているものの、大企業に比べ遅れが見られる。



- 地域別には東北・中国・四国地方、業種別には建設業・小売業等の非製造業が伸び悩むなどのばらつきが見られ、依然注視が必要。

<3つの過剰（債務・設備・雇用）と中小企業>

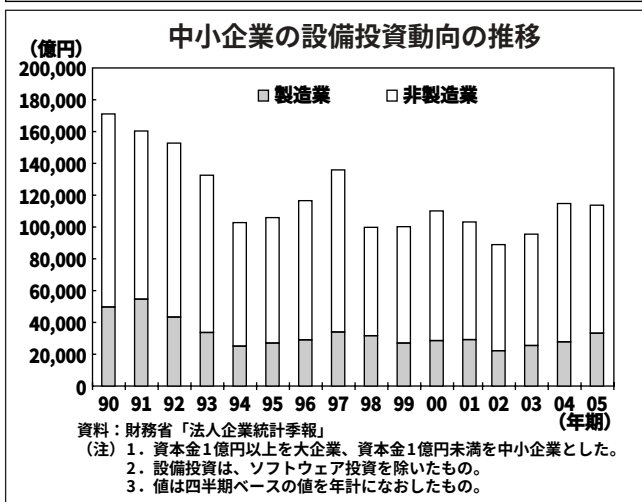
問題意識：90年代の2回の景気回復局面を脆弱なものにした、「3つの過剰」については、緩やかながら克服されつつある。

(1) 債務（資金調達）

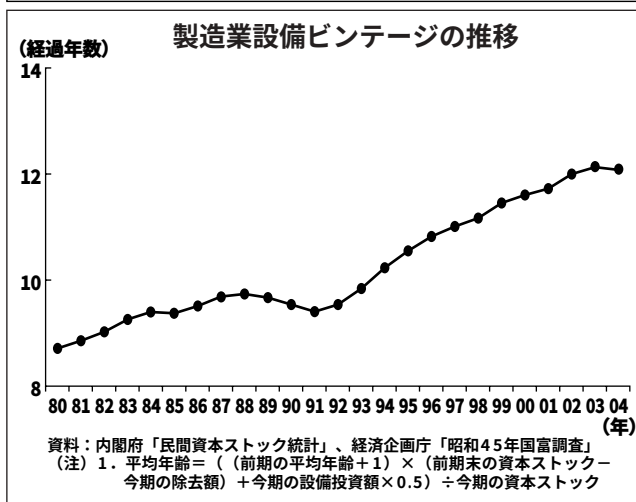
- 中小企業の財務体質は大企業より脆弱ながら改善の動きが見られる。
- これまで、設備投資を手持ち資金の範囲に手控える「我慢の経営」が続いてきており、貸出残高も減少を続けてきた。
-  以上の背景には、中小企業側において借入を抑え、過剰債務を解消していこうとする動きと、近年に至るまでの民間金融機関の厳しい貸出態度により借入れが困難であったという、両面からの要因が働いていたと考えられる。
- 近年、全般的には借入れ難易度が改善しているものの、業況のよい中小企業と悪い中小企業で「二極化」している面もある。

(2) 設 備

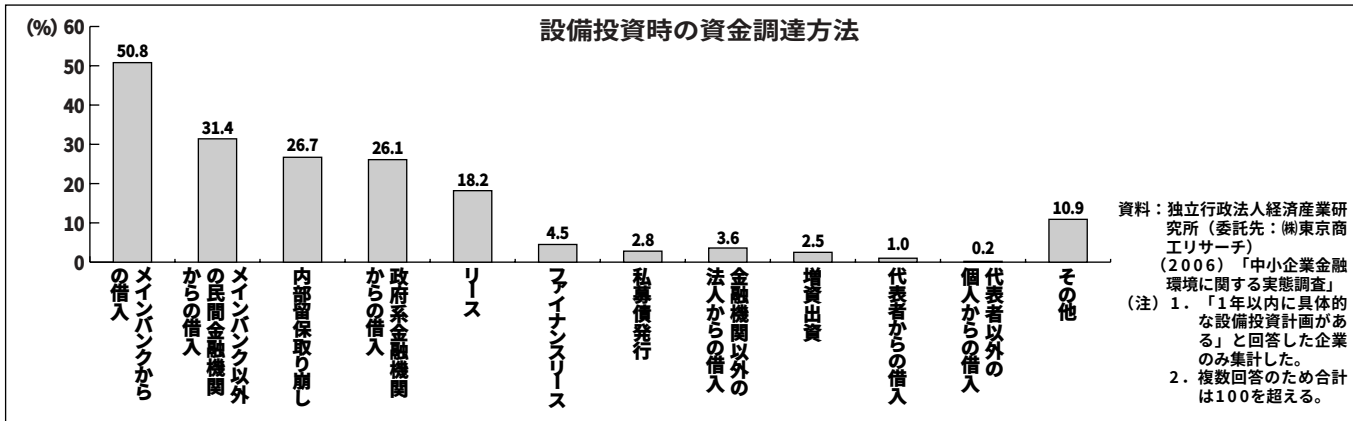
- 中小企業においても足許の設備投資には増加が見られる。



- 設備ビンテージは高止まり感。



- 設備投資の原資は、内部留保取崩しのみでなく、借入れ調達も検討されてきている。



「我慢の経営」からようやく「攻めの経営」に向かいつつある。

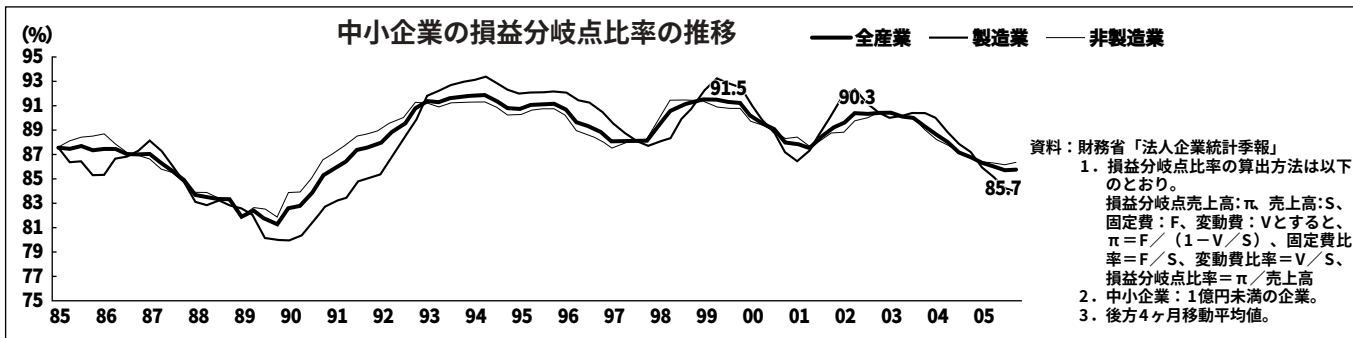
(3) 雇 用

- 中小企業における雇用過剰感は解消しつつある。
- 小規模企業の賃金にも、下げ止まりの傾向。



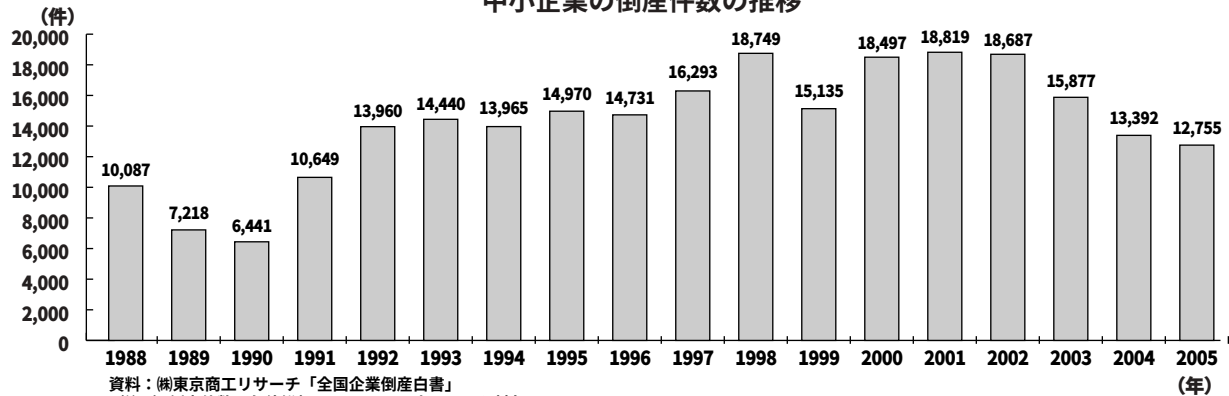
中小企業の収益性はバブル崩壊後の最高水準にまで回復。

- 損益分岐点比率は今年度も改善。



- 倒産件数も減少傾向。

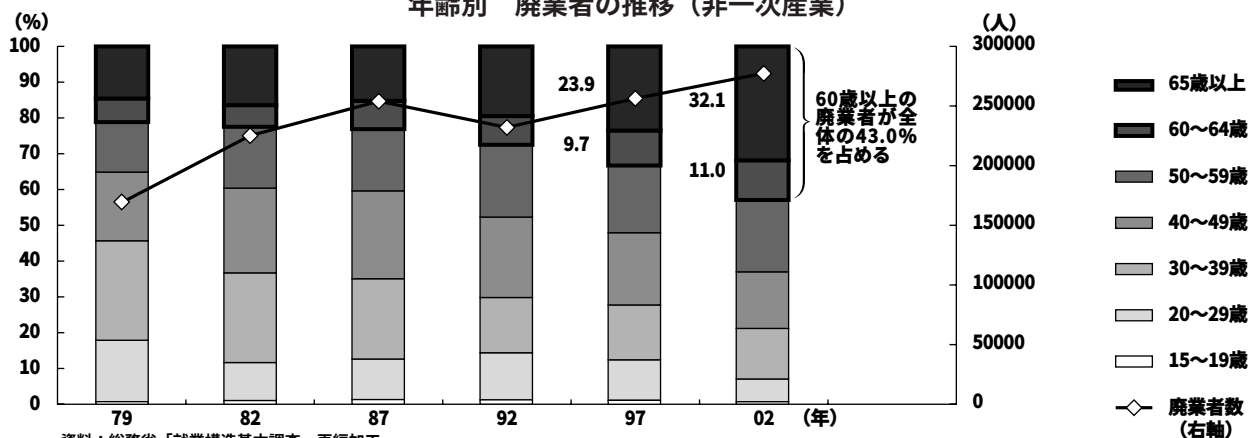
中小企業の倒産件数の推移



＜開廃業の動向＞

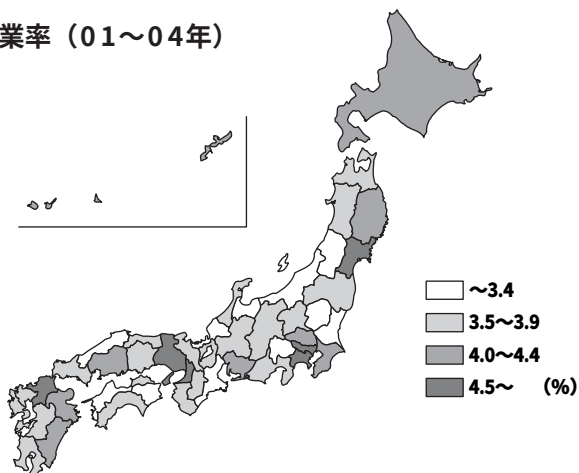
- 開業率は上向きに転じる一方、廃業率も増加し、その差は拡大している。
- その結果、中小企業数は年間12万社ずつ減っており、現在は約430万社。
- 近年の廃業率・廃業者数上昇の最も大きな要因は、個人事業主が高齢化し、引退の時期を迎えていること。

年齢別 廃業者の推移 (非一次産業)

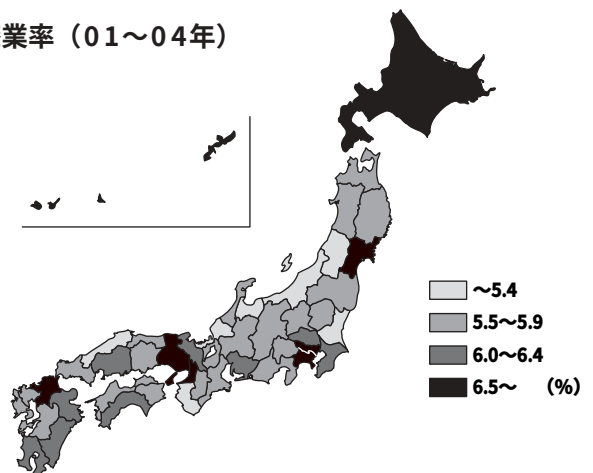


- 地域別に見ると、開業率が高い地域は廃業率も高い。

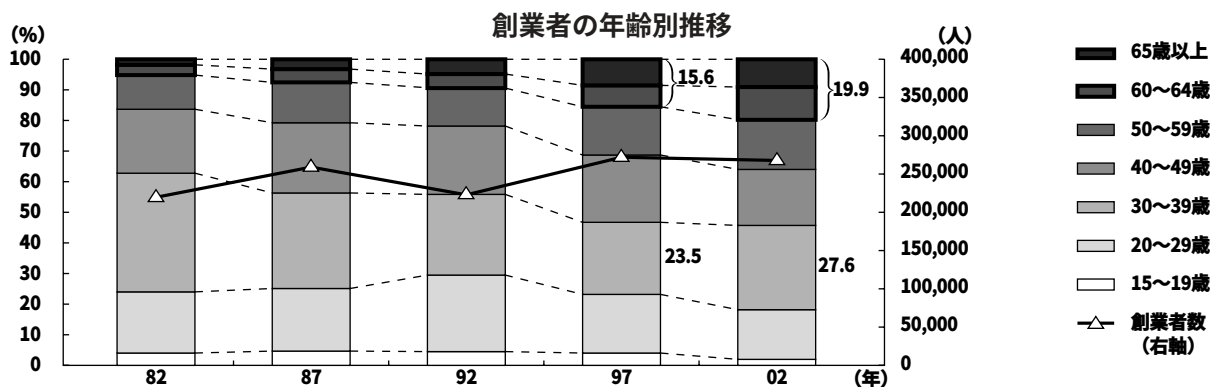
※開業率 (01～04年)



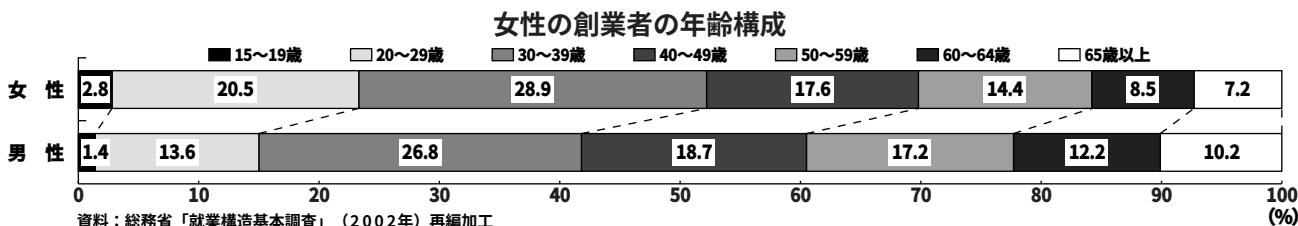
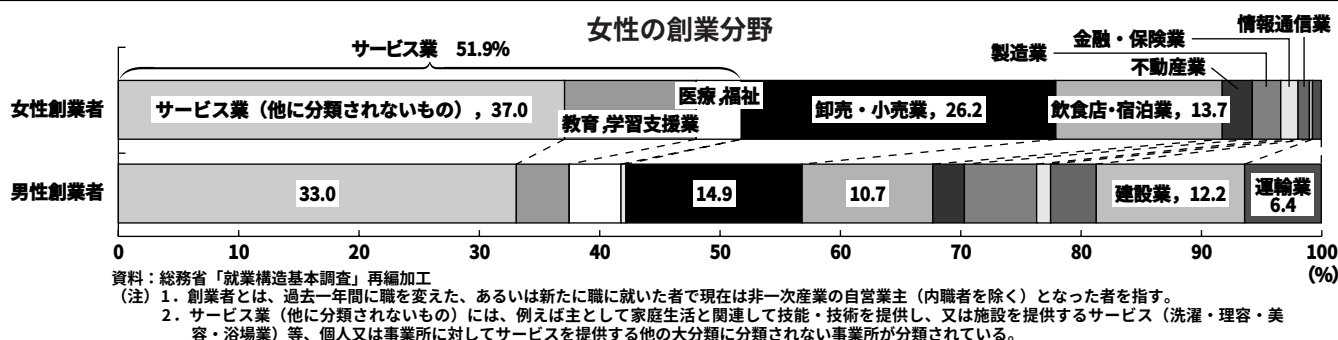
※廃業率 (01～04年)



○ 高齢者の開業が増加傾向。



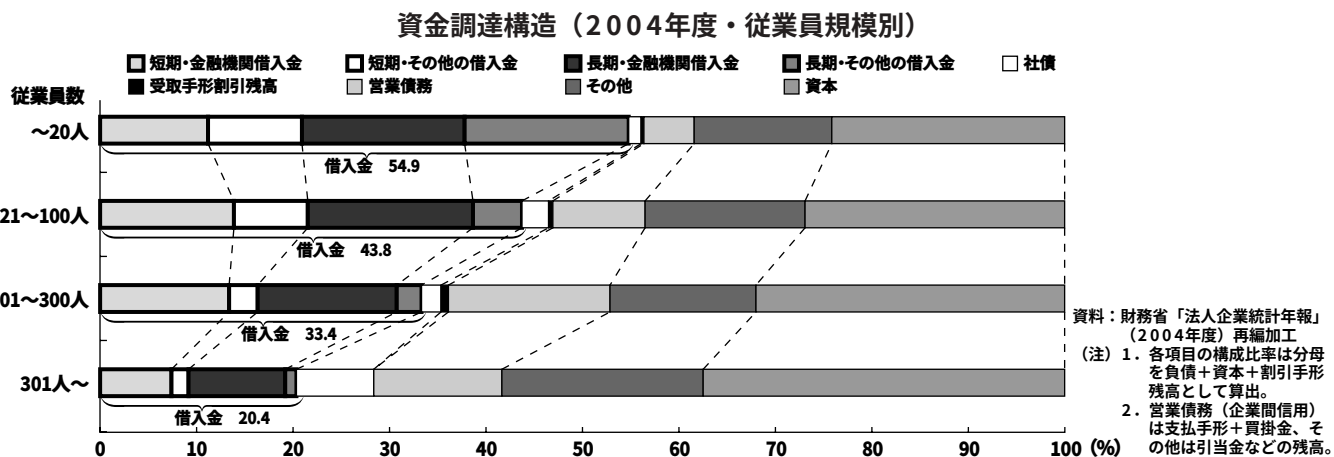
○ 女性の创业者は、男性と比較して、卸売・小売業や教育・学習支援業に集中する傾向が見られ、若い年齢層が多い。



<中小企業の金融動向>

<資金調達構造>

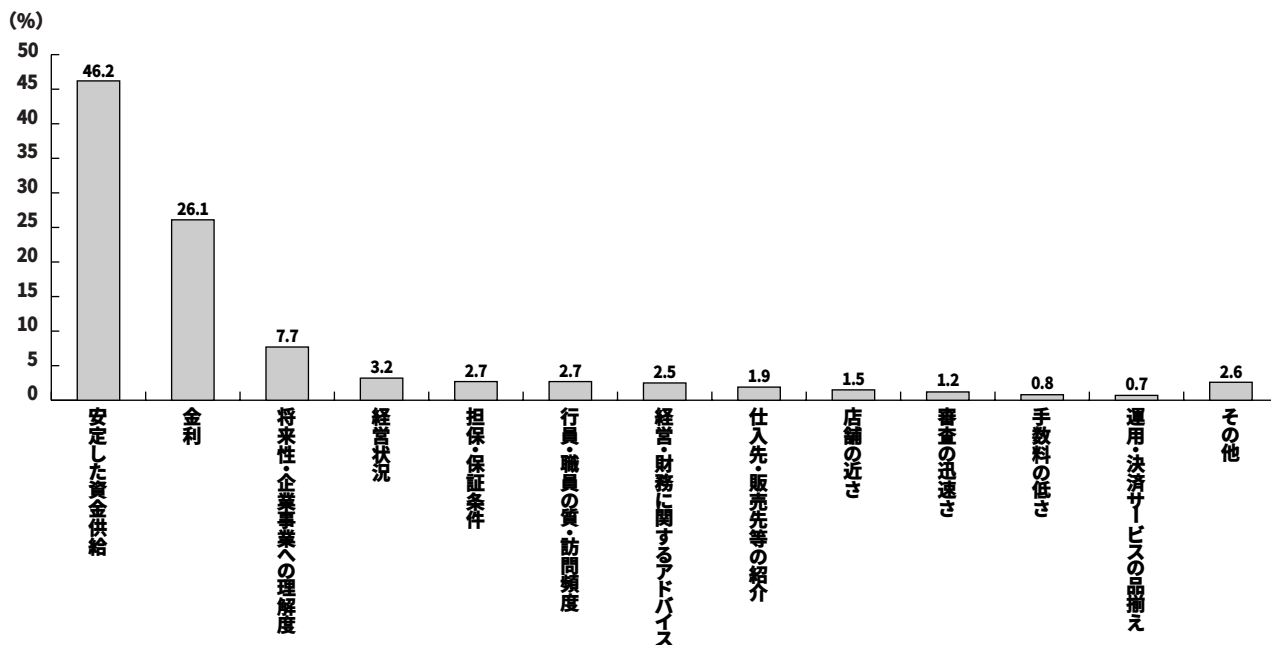
○ 小規模企業になるほど資金調達を借入れに依存する傾向。



<リレーションシップバンキング>

- 中小企業は金融機関に対し、「資金供給の安定性」を最も求めている。

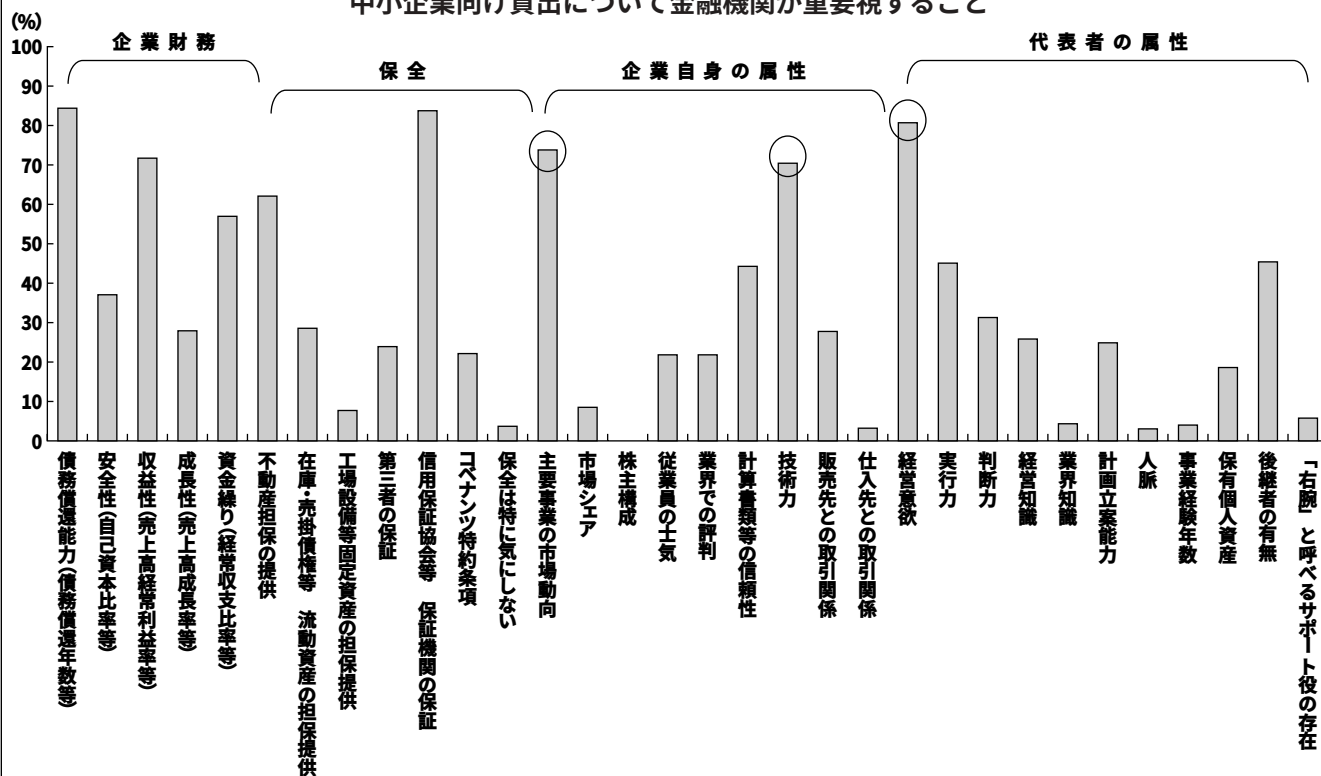
金融機関と取引する際に最も重要視すること



資料：独立行政法人経済産業研究所（委託先：㈱東京商工リサーチ）
（2006）「中小企業金融環境に関する実態調査」

- 金融機関は、中小企業向け貸出に際して、最近は財務データだけでなく市場動向や技術力評価にも力を入れる傾向。

中小企業向け貸出について金融機関が重要視すること



資料：独立行政法人経済産業研究所（委託先：㈱東京商工リサーチ）
（2006）「中小企業金融環境に関する実態調査」

（注）1. 金融機関が中小企業に貸出審査を行う際「以前と比較して特に重要度が増すもの」と回答したものを集計している。
2. 複数回答のため合計は100を超える。

男女雇用機会均等月間

6月は男女雇用機会均等月間です。

「会社がトライ 女性もトライ

少子高齢化が進行し、日本経済を支えた団塊の世代が一斉に定年を迎える時期がもうすぐやってきます。定年延長の措置や若年者の雇用等、事業主の皆様も、今後の優秀な人材の確保に頭を悩ませていることと思われる。

外部からの人材確保はもちろん重要ですが、その前に、自社の女性社員は活用できていますか？女性社員は結婚したら退職する、子どもを産んだら退職する、との先入観で、定型的な仕事しか任せず、昇進の機会を与えていないということはありませんか？女性はパートタイマーがほとんど、男性は正社員、といった格差が生まれてはいませんか？

男性は働き、女性は家庭を守るといった先入観ではもうやっていけない時代がきています。男性も女性も均等に機会を与え、個々人の能力を発揮し、昇進や昇格を同等に行い、そして会社の次世代を担う人材を育成していくことが、今後の会社経営上、とても重要になってきます。

男女雇用機会均等法が定められて20年が経過しました。制度上の男女均等取扱いとは定着してきましたが、管理職に就く女性の割合は依然低い水準にあります。実質的な男女の均等の実現のためには、性別によることなく雇用管理を行うことはもちろんですが、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするための積

～ポジティブ・アクションで一人一人が活躍できる職場づくりを～

極的な取組（ポジティブ・アクション）の推進が不可欠です。

厚生労働省では毎年6月を男女雇用機会均等月間と定め、特別啓発活動を実施しております。和歌山労働局でも、ポジティブ・アクションについて考えるセミナーを開催いたします。是非、ご参加下さい。

..... これからの企業における 女性の活用セミナー（仮称）

和歌山女性の活躍推進協議会からのメッセージの周知及び、和歌山県における企業が今後自社の経営戦力として如何に女性を活用していくべきかを啓発することを目的に開催します。

日時：平成18年6月28日（水）

13時30分から15時30分

場所：ホテルアバローム紀の国 鳳凰の間

対象：企業の人事労務担当者等

料金：無料

講演：国立大学法人和歌山大学

経済学部助教授 金川めぐみ氏

.....
お問い合わせは 和歌山労働局雇用均等室
電話：073-421-6157

和歌山大学教員メッセのご案内

和歌山大学は、一昨年国立大学法人になり大きな変革期に入りました。従来からの教育研究機能を更にパワーアップするとともに、加えて地域社会からの厚い信頼と高い評価を得るために積極的に社会や地域に貢献することを目指しています。本学には様々な専門分野で約300名近くの有能な教員が在籍しています。彼らの素晴らしい研究教育の成果を披露し、皆様の事業に少しでもお役に立てて頂ければと考え、今般《教員メッセ》と銘打った出会いの場を設定いたしました。是非、皆様方のご来場を心よりお待ちしております。

日 時 平成18年6月29日（木） 11：00AM～7：00PM

場 所 「和歌山ビッグホエール」 和歌山市手平2丁目1-1

☆詳細は<http://www.wakayama-u.ac.jp/kikaku/messe/> をご参照下さい。

問い合わせ先 和歌山大学 研究・社会連携推進室

Tel：073-457-7021, 073-457-7009

国民年金基金って？

厚生年金などの被用者年金には、2階部分として報酬比例部分がありますが、自営業者などの一号被保険者は基礎年金だけで上乗せの年金に加入する制度がなかったため、上乗せ年金を求める声が強くありました。そこで、一号被保険者の老後生活に対する多様なニーズに応えるため、平成3年に「老齢基礎年金に上乗せする公的な年金」として設立されたのが【国民年金基金】です。

特 徴

- ①将来受取れる年金額（途中で資格喪失せずに完納した場合）が加入したときに確定
- ②自分のライフプランにあわせて年金額を設定できる
- ③加入時の掛金が将来も変わらない
- ④保障期間付で、早期死亡のときもご家族が遺族一時金を受取ることができる（B型を除く）

メリット

なんと言っても、掛金全額が社会保険料控除の対象となることです。

※課税所得が200万円の場合、所得税はその1割の20万円となりますが、年間20万円の掛金をしたとすると、この20万円が所得から控除されるため、課税所得が180万円、所得税額はその1割の18万円となり、所得税で2万円のおトクです。また、住民税は課税所得に約10%の税率を掛けますから、住民税でも2万円、あわせて4万円おトクになります。したがって、このような場合、実質掛金は16万円として加入を検討できます。

※住民税率は、住所地によって異なります。

このような国民年金基金についてのお問い合わせは 和歌山県国民年金基金
〒640-8137 和歌山市吹上2-1-22 日赤会館6階
ローゴヨイクニ
電話0120-654192または073-433-6100



ティーク コーナー



白崎海岸 (日高郡由良町)

太古の頃から変わらぬ巨大な石灰岩の景勝地で、ウミネコが飛び交い、夏にはハマユウが咲き乱れます。エキゾチックな白い岩肌と青い海のコントラストが見事です。

会員だより

日本グランプリ大会（サーキット陸上） へ近畿整骨師会派遣



国内トップ選手が集う陸上競技の日本グランプリシリーズ和歌山大会が4月22日（土）、23日（日）

の両日、和歌山市の県営紀三井寺陸上競技場で開催されました。

大会期間中、和歌山陸上競技協会からの要請により、協同



組合近畿整骨師会（金田守央理事長）が選手達のコンディション調整とアフターケアを担当、実に頼もしい活躍をみせました。

例年、和歌山マスターズ陸上競技選手権大会で

は、組合から整骨師の先生方がボランティアスタッフとして参加し救護班を設置、その活躍ぶりに今回の大会への絶大な要請を促されたというものです。

当日は、5名のスタッフが待機。組合で考案した5段階評価表を使い、選手達のデータを収集するなどアスリート達のコンディションを注意深く見守りながら心強いケアに努めていました。

金田理事長によると、「救護室というのは、怪我をしたときに訪れるというイメージがあるが、これからは選手達が試合前に気軽に立ち寄れ、身体



今日の具合を下記の数字（1～5）よりお選びください

治療前

☐	☐	☐	☐	☐
1	2	3	4	5
かなり楽	ちょっと楽	まあまあ	少し悪いがまだまだ悪い	ものすごく悪い

治療後

☐	☐	☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

のケアについて何でも相談できるような場所にしていきたい」との抱負を述べられた。今後の組合の活躍が非常に楽しみである。

協同組合 近畿整骨師会

TEL 073-427-2868



全国建築板金業者和歌山大会

ビッグホールで開催



5月12日（金）、建築板金業界恒例の全国大会が総勢4,000名参加のもと、和歌山市のビッグホールで開催されました。

第58回となる本大会では、組織の「和」から組織の「力」を総合テーマに、厳しい業界情勢をものともせず建築板金ビジョンの実現化に向かう意義深い大会となりました。



開催地を代表して和歌山県板金工業組合の池田理事長による歓迎の辞が述べられ、又多数の来賓祝辞では、地域の建築板金産業に携わる事業者の成長と発展がメッセージ



に込められました。

その後、業界功労者への表彰等が行われ、大会宣言が採択されるなど組織力を最大限のパワーとする業界を挙げての和歌山大会開催となりました。



和歌山県板金工業組合
TEL073-444-5128

おめでとうございます

～春の叙勲・褒章～

全国各界の功労者に贈られる平成18年春の叙勲・褒章の受章者が発表されました。

中央会関係では、次の方々が栄えある受章者となりました。

春の叙勲

旭日中綬章

中田 肇氏

紀州田辺梅干協同組合元理事長
全日本漬物協同組合
連合会元会長



春の褒章

黄綬褒章

中村貞夫氏

和歌山県建築設計監
理協同組合元副理事
長



中央会だより

田辺・新宮で 移動中央会開催

5月9日～11日、恒例の移動中央会を田辺市と新宮市で開催。



3月末
に決算
期を迎える組
合が多いこと
から、中央会
では毎年この時期に県内2カ所で開催しているもので
す。

会計処理、総会前・後の諸手続、税務申告、設立、
事業運営等各種の相談事項に応じています。

会場となった両商工会議所には、組合理事長をはじめ役職員の方々が
大勢相談に来られ、中央会職員が連日にわたって対応しました。





「和歌山の家具」 で快適空間を！

～ 和歌山県家具工業協同組合 ～

プロフィール

昭和30年代より和家具、洋家具、海南木製品の各組合による旧家具工業界を前身とし、昭和58年量産メーカーの統合組合として設立され現在に至っています。



上中理事長

業界近況（現在の活動状況）について

和歌山県の家具産地組合としては、ここ十数年、大型家具専門店や異業種の進出、大資本の出店攻勢等々により、我々の商圈や販売間口が徐々に狭まり非常に厳しい状況下にあります。

又、消費者の態様も様々な個性化を見せ、それに応えていくには、単なる価格競争に陥らず、他との差別化を図り、産地としての伝統を踏まえながら快適空間の提供に努めていくことが重要だと威信をかけて取り組んでいるところです。

組合PR等

毎年開催の「家具産地展」はもとより、需要喚起を促すべく、新作家具や伝統家具を見本市・展示会に出品し、全国に誇れる“和歌山の家具”をアピールしていきます。

和歌山でなければできない独自性をもって、業者としての責任意識を高めつつ前進していく組合でありたいと常に自負しております。



組合所在地 〒641-0044
和歌山市今福5丁目5番51号
TEL 073-425-8139
FAX 073-432-0291
設立年月日 昭和58年7月1日
組合員数 18名

ミニアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。

定年の定めをしている事業者については、①65歳までの定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。



Q & A

Q 労使協定は、事業所ごとに結ぶ必要があるのでしょうか。企業単位で労使協定を結ぶことは可能でしょうか。

A 「事業所」とは、本規定の適用事業として決定される単位であり、数事業所を擁する企業にあっても、協定はそれぞれの事業所ごとに締結されなければなりません。

ただし、

- ①企業単位で継続雇用制度を運用しており、
- ②各事業所ごとの過半数労働組合等のすべてが内容に同意している（又は、すべてが労使協定の労側当事者として加わっている等）

場合まで、企業単位で労使協定を結ぶことを排除する趣旨ではありません。

Q 既に就業規則により、対象者の限定のための基準を設けて65歳までの継続雇用制度を導入している企業において、平成18年4月1日から翌年3月31日までの間に61歳を迎える労働者が生じない場合であっても、事前に労使協議を行い、対象者の限定の基準についての労使協定を締結する必要があるのでしょうか。

A 対象となる労働者の有無にかかわらず、このケースの場合は、平成18年4月1日までに労使協議を行い高年齢者雇用確保措置を講じていただく必要があります。

問 い
合わせ
相談先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL：073-431-0852 FAX：073-431-4108

E-mail：info@chuokai-wakayama.or.jp

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山 ●経営者協会 ●商工会議所連合会
- 商工会連合会 ●中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成18年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

- ・就職面談会の開催
- ・職業能力開発・向上訓練
- ・新卒予定者への就職支援
- ・継続雇用等雇用促進への取組み
- ・ミスマッチ解消への取組み
- ・その他雇用・就職に関する事業

当機構は「無料職業紹介」を行っております。
詳しくは「支援機構」まで

〒640-8227

和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

全国先進組合事例

和歌山県

和歌山県飲食業生活衛生同業組合

所在地 〒640-8269

和歌山市小松原通1丁目3-5

電話番号 073-423-2132

FAX番号 073-436-1510

設立 昭和43年12月

組織形態 生活衛生同業組合

地区 和歌山県

主な業種 飲食店

専従理事 1人

組合員 1,488人

組合従業員 4人

URL <http://www.wakayama>

[-insyoku.com/plan.html](http://www.wakayama-insyoku.com/plan.html)

人材の確保・育成の成果をあげるには必要諸方策を総合的かつ体系的に時間をかけて実施する必要があるので、人材確保推進事業に取り組み、基礎づくりや具体化を進めている

背景と目的

飲食業は業種がら、人の占めるウエイトが非常に大きく、組合としても従来から人材の確保・養成に力を入れてきた。しかし、より高い成果を目指し、総合的、体系的に実施するため、雇用・能力開発機構の「人材確保推進事業」に5年間の予定で取り組むこととし、すでに3年間の経過している。



▲接客マナー講習会

事業・活動の内容

(1) 事業の内容

「人材確保」策として、新卒確保のため専門学校及び高校各2校を訪問して、交流、連携を図り、更に広い範囲からの確保をめざし業界ホームページやDVDを作成した。「教育・訓練」としては、調理技術、接遇訓練各3回、パソコン研修2回開催を実施している。また、接遇マニュアルを作成し、組合員に配布し好評を得た。「参考事例視察」としては、異業種における高齢者雇用の事例、伝統的工芸分野で師匠系列にとられない人材育成事例などを視察している。「モラル向上」の取り組みとして、従業員表彰及び組合員従業員参加によるリクリエーション（スポーツ大会、地曳網など）を各3回行った。また、組合員の募集、定着性、賃金、人事考課、接遇、教育の状況や経営者の考え方・意識についてのアンケート調査を3回行っている。

(2) 活動推進体制

これらの事業は組合内部に人材確保委員会を設け、同委員会が中心となって推進している。主な役割は組合事務局が雇用・能力開発機構の協力を得て策定した事業計画の審議・承認・事業に関する意見具申、事業担当委員による事務局と協力しての事業執行である。なお、委員数は15名、このほか事務局として2名のスタッフを擁しており、うち1名は組合専務理事である。なお、事業費の約2/3は同機構から助成が得られている。



▲郷土名物料理展会場風景

成果

組合にとっては、労務に関する組合員の現状、考え方が把握できたが、これに加え実施してきた人材確保、教育訓練、参考事例視察、モラル向上などの状況をも勘案し、より効果のある方策づくりが可能となったことや関係先との交流が進んだ。一方組合員にとっては調査データを参考に自店における対策を講じつつあること、人材確保の基盤が築かれつつあること、調理技術、接遇面やIT技術の向上などに効果が現れている。



▲郷土名物料理展「紀州浪花御膳・お祝い膳」

所在地 〒857-4211
南松浦郡有川町有川郷428-31
電話番号 0959-42-2655
FAX番号 0959-42-2998
設立 昭和59年2月
出資金 3,990千円
組織形態 産地組合

地区 新上五島町
主な業種 製麺業
組合員 11人
専従理事 1人
組合従業員 12人
URL <http://www.goto-udon.jp>

地域事業者の連携で、安定した品質の五島手延うどんの認知度をアップし、事業者の経営安定と、地域活性化に貢献する

背景と目的

知名度の低さから売上高が頭打ち状態にある「五島手延うどん」の売上高増を目指し本事業に取り組むこととなった。併せて、数少ない地場産業として地域活性化へ貢献することも期待されている。今回本事業に取り組むについて地域ブランド化を図るために組合員事業者と員外事業者の共同事業となることから統一した品質基準を定めることとなった。



▲五島手延うどん

事業・活動の内容

まず本事業を推進するために実施組織として「五島手延うどん振興協議会」を設立した。協議会では組織運営を図るために中核となる「役員会」を毎月1回実施している。一方品質基準を定めるために「認証委員会」を設立し、品質基準の検討を行っている。広告宣伝についてパンフレットの作成、ホームページの作成についてコンペを行い委託事業者を決定し、販売促進策の一環として、9月末から5日間東京・新宿の百貨店で行われた物産展へ出展した。

成果

最大の成果は地域内での事業者の連携である。この連携が深まると産地ブランドとしての「五島手延うどん」の認知度アップ、販売促進、品質統一等、地場産業として発展の基盤作りが可能となるものと考えられる。売上高の増加は経営者の経営意欲を高め、規模拡大や高付加価値化など経営安定に貢献するものである。また地域ブランドを冠した商品である「五島手延うどん」の認知度アップにより観光客の誘致にも大きく貢献することが期待される。併せて地域の中心産業として地域活性化に貢献するものでもある。



▲五島うどんの里 全景



▲製造風景

情報連絡員発表

4月分

DI（ディフュージョンインデックス）値

DI値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI値＝増加（好転）割合 － 減少（悪化）割合

DI値＞0 … 景気上向き

DI値＝0 … 景気横ばい

DI値＜0 … 景気下向き

業界景況／前月比

2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	↓	↓	↓
	織 維 同 製 品	→	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↓	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	↑	→	→	→
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	→	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	→	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		-20.0	-30.0	-27.5	-32.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

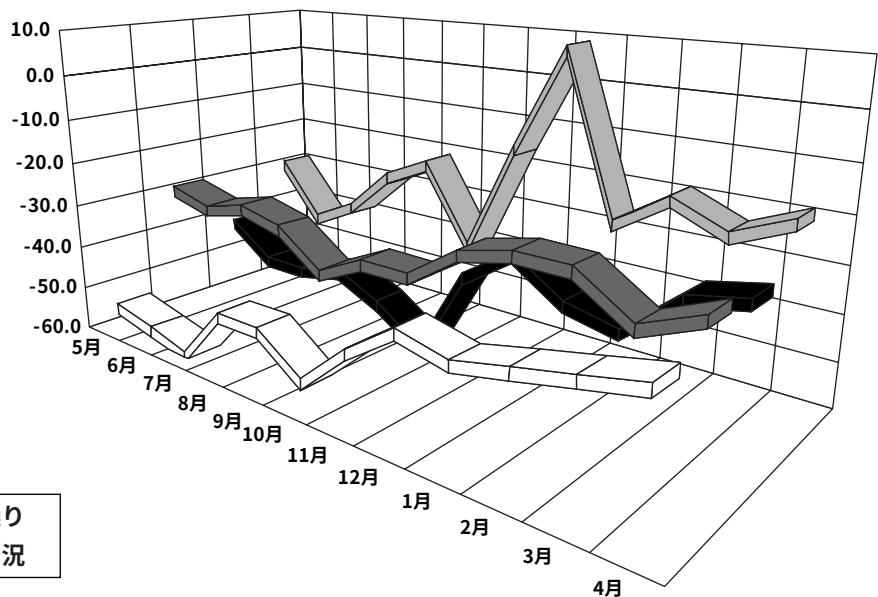
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（DI値：景気動向指数）は、マイナス32.5ポイントであり、同3月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同3月調査と比べ、「売上高」は5ポイント改善、「収益状況」は2.5ポイント改善、「資金繰り」は5ポイント改善した。

4月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は17名、「悪化」との回答は18名で、「好転」との回答は5名であった。

年間DI値
(前年同月比)
の推移



● 製造業 ●

繊維・同製品	3月から4月は受注は少し増加（夏物）。採算、収益ともに好転はしない。（ニット）
	原油価格高騰により、いよいよ加工賃等が値上りの気配が出てきており、製造原価などの上昇は必要である。ユーザーに値上げし、価格転嫁できるかが、大きな課題。（織物）
	雇用人数の減少は、内職の人数の減員。設備操業は、家族又は少人数で行なっている。（手袋）
木材・木製品	毎度末のかけ込受注消費後の仕事量は各社減少状態に有る。又、材料費は仕入先業者からの値上げ要求がきつい。（10%以上） 各社設備投資はない。材料も必要以上の購入はしない。（建具）
	4月に入ってから、受注量が減ってきた。（建具）
鉄鋼・金属	4月分報告のとおり、高炉建設準備工事発注が増加。（住金協力）

● 非製造業 ●

卸 売 業	新しい年度のスタート月ですが和歌山市内を中心とする地域は活発な動きが見られますが、郡部においてはすっきりしない状況です。ホームセンターで電材商品の販売や低価格でのネット販売等も見受けられ影響には及びませんがやりにくい面も出ております。県の状態をみても、GDPは全国40位、人口増加率はワースト2、コンビニ店数にしても全国46位とか、頑張らなくては・・・（電設資材）
小 売 業	厳しい状況が続く。最近特に組合員格差が目立つ。次の3段階に分けてみた。（傘下組合員）1. 経営者の高齢化、後継者難で意欲減退、細々と経営策も無し成り行きまかせ50～60%。2. 危機感を持っており、それなりの努力をしているが中々効果なし。売上減少を最小限に食い止めるのが精一杯（努力中々報いられず）30～40%。3. 実績もあり後継者もある。改革心もあり新しいものへの挑戦欲も旺盛、頑張っている（しかし現状は厳しい）10%。（時計）
	丸正の跡地が新しい商業ゾーンとして近く再生する。又公園前の元さくら銀行（旧三井銀行）の跡地にも地上14Fの高層マンションが建設される。この2つの事業は、和歌山商工会議所会頭の関連した会社が携わっている。会頭が率先して町づくりに取り組んでくれることは力強い。（和歌山市）
	3月同様今月も明るい状況が見られませんでした。現状の格差が感じられる今日この頃です。（田辺市）
サ ー ビ ス 業	都市部では、景気回復が進み地価も大きく値上りしている。上場企業では賃上げも行われているのに、ご当地「和歌山の（旅館ホテル）」経営事情は相変わらずの低迷期で、健全な経営は出来ず不満たらたらなご時世が続いています。（旅館）
	宿泊人数（対前年同月比）118.8% 総売上108.8% 一人当たり消費単価91.6% 総宿泊料金118.0% 一人当たり宿泊単価99.3% H17/1～4月286,415人 H18/1～4月318,854人 32,439人増（11.3%増） 昨年の愛知博に類する大イベントがないことに加えて関西大都市よりの送迎バス付一率室料金の宿泊施設等の参入により宿泊人員については対前年比約13,000人の増加となった。しかし一人当たり消費単価は▲1,375円となっている。（白浜旅館）
	軽自動車新車販売が伸びたが、登録車の販売が伸び悩んでいる。（田辺自動車）
運 輸 業	輸送量は、業種によって変化がみられる。鉄鋼関係の出荷は少し伸びているが雑貨食品関係は少し減少している。収益面は、いつもの通り軽油の値上げには苦慮している。今月より来月（5月）は大幅な値上げとなり物流業界は大変厳しい局面になっている。（値上げ分転嫁できない為、これは規制緩和のためではないか？）（和歌山市）

実施共済制度一覧

経営自慢M II型

無配当新介護保障遡増定期保険

豊富なキャッシュバリューを活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源をご準備いただくことができます。

総合保障プラン

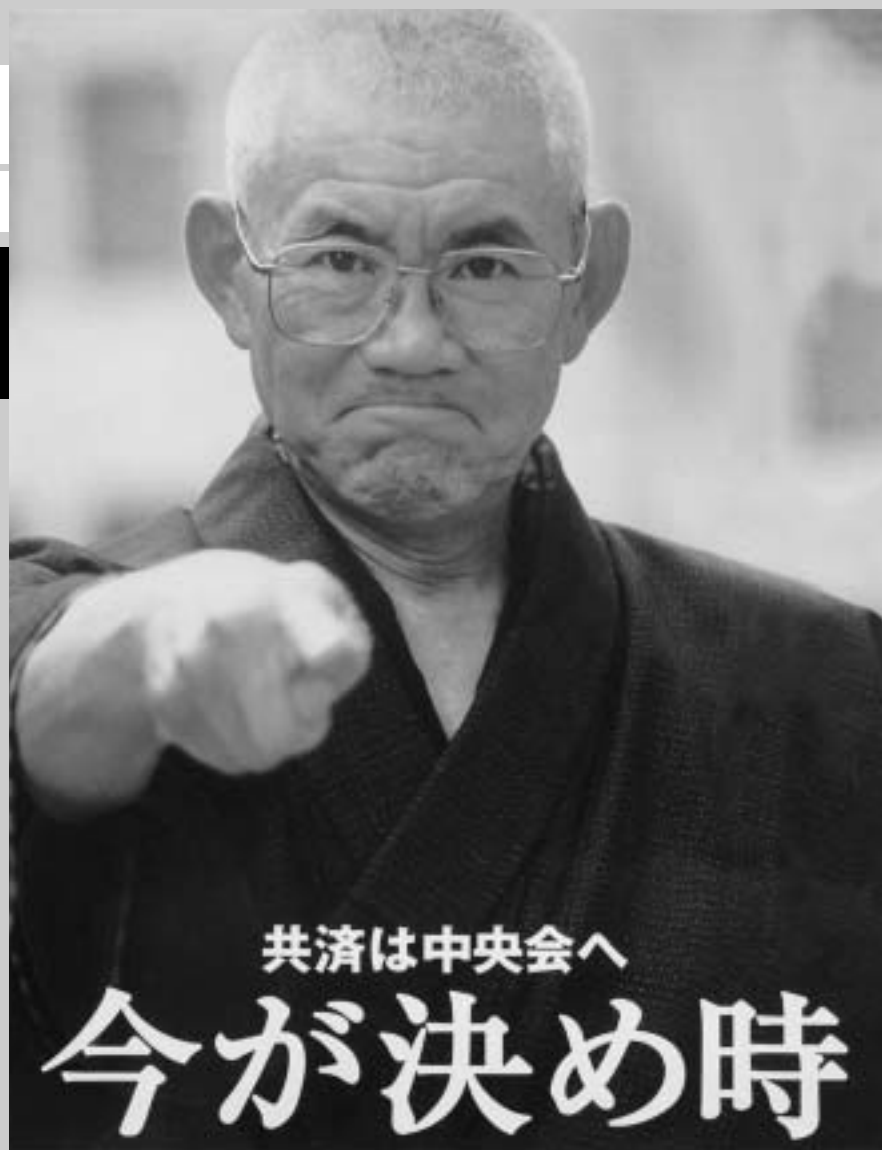
集団扱により割安な保険料で、安心の死亡保障と医療保障が準備できます

年金共済 (拠出型企業年金保険)

安定した老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を



共済は中央会へ

今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災

総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輦に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

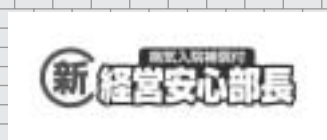
グループ傷害保険

経営安心部長 

- ① 労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ② 従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③ 通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④ 特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤ 入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥ 特約により地震などの天災を補償！
- ⑦ 建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

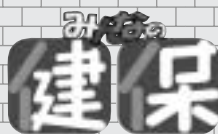


- ① お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
- ② 年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
- ③ 医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りま。
- ④ 記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
- ⑤ 全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ① 健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ② 差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③ 入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤ 最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

 富士火災海上保険株式会社

〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）





慈尊院(女人高野)の紫陽花（伊都郡九度山）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp